

災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和2年7月8日

件名	頁
1 元受理番号24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情・・・	2
2 元受理番号25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	6

(危機管理部)

件名	元受理番号24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情																																										
所管部課名	総合防災対策室災害対策課、障がい福祉推進室障がい福祉課																																										
陳情の要旨	<p>医療的ケア児や重症心身障害児などの障がい児家族が災害に備えられるよう、貴区議会に下記のとおり陳情いたします。</p> <p>1 避難訓練時に医療的ケア児などの在宅の要介護者、要介護者を対象とした訓練も行ってください。</p> <p>2 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置や災害対策冊子の作成など、一般区民同様に災害対策を行ってください。</p>																																										
陳情者等	請願文書表のとおり																																										
内容及び経過	<p>1 医療的ケア児とは（厚生労働省ホームページより） 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。 ⇒全国で18,000人以上</p> <p>2 重症心身障害児(者)とは 重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)をさし、右図分類の1.2.3.4にあたる方が対象。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>身体機能</td> <td>走れる</td> <td>歩ける</td> <td>歩行障害</td> <td>すわれる</td> <td>寝たきり</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(東京都福祉保険局HPより)</p> <p>3 医療的ケア児に対する国の指針 平成28年に成立・公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、障がい児支援等の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の各関連分野における支援機関の連絡調整を行うための協議の場の設置が努力義務として規定された。 これを踏まえ、厚生労働省は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定し、医療的ケア児に対する支援体制の充実を求めている。</p> <p>4 医療的ケア児に関する東京都の取り組み 重症心身障がい児(者)に対する支援体制の構築は、医療も含め東京都が二次医療圏ごとに整備することが基本となっている。 東京都は平成29年から医療的ケア児支援関係機関連絡会を開催し、課題や情報の共有を図るとともに、平成30年度から医療的ケア児コーディネーター養成</p>		21	22	23	24	25			20	13	14	15	16	70		19	12	7	8	9	50		18	11	6	3	4	35		17	10	5	2	1	20	身体機能	走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり	0
	21	22	23	24	25																																						
	20	13	14	15	16	70																																					
	19	12	7	8	9	50																																					
	18	11	6	3	4	35																																					
	17	10	5	2	1	20																																					
身体機能	走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり	0																																					

研修を実施している。

5 足立区における医療的ケア児の状況

平成30年度に、医療的ケア児支援のための検討会事務局において、庁内関係所管が把握している、18歳未満で医療的ケアを必要とする児童の情報を集約し、82名をリストアップした。

○年齢別人数と医療的ケアの状況（平成31年3月8日現在）

0歳～6歳	46人	経管（経鼻・胃ろう）	43人
7歳～12歳	18人	吸引	32人
13歳～15歳	12人	気管内挿管・気管切開	23人
16歳～18歳	6人	酸素吸入	17人

（医療的ケアの状況は重複あり）

* 保育園5人、小学校11人、中学校等6人、児童発達支援23人、特別支援学校22人、所属なし13人、入院中2人

6 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について

足立区では、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置し、2度開催した。設置目的と今後の協議内容は、以下のとおり。

- (1) 医療的ケア児の地域での支援に関し、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る場とする。
- (2) 医療的ケア児コーディネーターが有効に機能するため、配置先や育成方法などの仕組みについて令和3年度までに検討する。
- (3) 保育園・幼稚園や学校における医療的ケア児の受入れ先が大きな課題になってくるため、その対応について令和3年度を目途に協議する。

7 令和元年度台風第19号対応に係る障がい者団体との意見交換会

災害対策課、福祉管理課、障がい福祉課が出席し、下記のとおり実施した。

(1) 日程等

	日時	団体名	会場	参加人数
令和 2年	1月30日	足立区肢体不自由児者 父母の会	竹の塚障がい福祉館	46人
	2月12日	足立区重症心身 障害児（者）を守る会	城北特別支援学校	13人

(2) 議事

- ア 台風19号に伴う足立区の対応及び課題に向けた対応について
- イ 障がい者家族の体験談
- ウ 意見交換

8 配慮が必要な方々を対象とした訓練

- (1) 毎年足立区総合防災訓練にて要配慮者への対応訓練を実施
ア 第一次避難所での受付・受入れ訓練

- イ 第二次（福祉）避難所の開設・運営訓練
- ウ バスなどを活用した配慮が必要な方々の移送訓練
- エ 第二次避難所での受入れ訓練

(2) 区職員が出向し、各団体に合わせた防災講演会などを実施

9 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置

- (1) 地震発生時、まずは地域住民にて第一次避難所を開設
- (2) 第一次避難所と第二次（福祉）避難所は同時に開設しない。
⇒同時に開設した場合、第二次避難所に被災者が殺到してしまう恐れあり
⇒発災直後の対応が困難であることが想定されることから順次開設
- (3) 第二次（福祉）避難所を増やすため、障がい者施設や児童福祉施設などとの調整を進めている。
- (4) 第一次避難所内での対応として、配慮が必要な世帯に対して、武道場等の畳敷きの部屋を優先的に充てるよう避難所マニュアルを整備

10 医療的ケア児などに配慮した災害対策冊子の作成

- (1) 災害対策課にて「あだち防災マップ&ガイド」を作成している。
- (2) 要配慮者への支援についても掲載している。
- (3) リニューアル作業を進めている当該ガイドにも掲載していく予定。
- (4) 東京都発行の「東京防災」「東京暮らし防災」にも配慮が必要な方への支援について記載あり。

11 正しい避難行動の啓発

- (1) 一時集合場所 → 避難場所 → 第一次避難所 → 第二次避難所
- (2) 第一次避難所から第二次避難所には区が移送する。
- (3) 自宅に被害が無ければ、避難所に避難する必要なし
- (4) 住み慣れた自宅で継続した生活を送るため各家庭での備えを啓発
- (5) 「震災時の第一次・第二次避難所」「水災時の緊急避難建物」の違いを啓発
- (6) 区が発表する避難情報、警戒レベルに応じたとるべき行動の周知
(「警戒レベル3」で要配慮者等は避難開始)

警戒レベル	とるべき行動	区が発表する避難情報	水位情報	避難情報等の発表の基準となる水位 (イメージ)
警戒レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとる	—	氾濫発生情報	
警戒レベル4	屋内への避難など、直ちに命を守る行動をとる(垂直避難等)	避難指示(緊急)	—	
警戒レベル3	高齢者は避難を開始する その他の人は避難準備をする	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	
警戒レベル2	災害に備えた避難行動を確認する	—	氾濫注意情報	
警戒レベル1	災害への心構えを高める	—	—	

	<p>12 停電時の障がい者等に対する連絡体制</p> <p>停電発生などの情報を防災センターで受信した際、人口呼吸器の停止等に対応するため、ただちに関係所管に連絡し対応する体制を整備している。</p>
問題点等	

件名	元受理番号 25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を求める陳情
所管部課名	総合防災対策室災害対策課、調整担当課 危機管理部危機管理課
陳情の要旨	緊急時に足立区がどのように対応されるのか、具体的な指針を策定し提示していただくよう、原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を進めてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 現行の足立区地域防災計画（平成29年度修正版。以下、「地域防災計画」とする）への「放射性物質対策」への記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3部 災害予防計画」の「第11章 放射性物質対策」（237ページ） ・「第4部 災害応急対策計画」の「第11章 放射性物質対策」（435ページから440ページまで） ・「第5部 災害復旧計画」の「第8章 放射性物質対策」（597ページから598ページまで） <p>・上記の3か所に放射性物質対策の記載がある。</p> <p>2 第3部 災害予防計画での放射性物質対策についての記載 区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、区の情報伝達体制の整備、区民への情報提供等体制の整備について記載している。</p> <p>3 第4部 災害応急対策計画での放射性物質対策の記載 災害が発生したことにより、原子力災害による放射性物質等の影響が生じた際に、区が円滑かつ的確に対応するための迅速・的確な情報連絡体制の整備を行うこと。また、放射線物質のモニタリング等の実施と、その結果について区民への情報提供を行うため、区や東京都の関係機関の対策内容について記載している。 さらに、災害が起こったことにより、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生する恐れがある場合などへの放射線等使用施設の応急措置や、核燃料を輸送中に万一事故が発生した場合のための核燃料物質輸送車両等の応急対策についても記載している。</p> <p>4 第5部 災害復旧計画での放射性物質対策の記載 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災</p>

	<p>害の特殊性から、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消する必要が認められる場合の保健医療活動に関すること、除染等への対応、風評被害対策などについて記載している。</p> <p>5 足立区地域防災計画（令和2年度修正）について 足立区地域防災計画の修正にあたって、関係機関の意見を聴取しながら進めていく。</p>
<p>問題点等</p>	